

防犯灯の手引き ～適切な管理のために～

(2025.4 作成)

昨今では、侵入盗(泥棒)やひったくりなど、街頭犯罪による被害が多発しています。夜間、道路を明るく照らす防犯灯は、こうした犯罪の抑止力となり、防犯対策の重要な要素となっています。

現在一宮市では、防犯灯の設置・維持管理を町内会にお願いしており、市では、新設等工事費・電気料金の一部を補助しています。

防犯灯が適切に管理され、安心して暮らせるまちになるよう、ご協力をよろしくお願いします。

☆防犯灯とは…

一宮市では次のような照明灯を防犯灯としています。

1. 屋外照明で、地域防犯のため必要な箇所に、道路を照らす照明灯として町内会が設置するものであり、終夜点灯し、料金支払者が町内会であること。

(個人・団体の利益のためのもの、広告灯は除く)

2. 神社、仏閣の境内にある照明灯のうち特に防犯上必要と認め設置するもの。

(献灯用の照明灯は除く)

3. 町内会所有の公園の照明灯として、町内会が設置するもの。

★一宮市の防犯灯は、LED 灯が多くを占めています。

☆ 防犯灯の管理について…

せっかくの防犯灯も老朽化や故障してしまうと、倒壊や落下といった重大な事故につながる恐れがあります。こうした事故を防ぎ、防犯灯をより良く機能させるためにも、定期的な点検をお願いします。

また、防犯灯の電気料金は定額料金契約です。故障などで点灯していなくても、電気料金の契約を廃止しない限り料金がかかります。

●防犯灯を適切に管理するために

①夜間暗く、防犯上必要と認められる箇所があれば、防犯灯新設をご検討ください。

②LED 防犯灯の寿命について

蛍光灯などのように、点滅してから球切れするのではなく、点灯時間の経過に沿って徐々に明かりが暗くなっていきます。点灯初期の70%の明るさに達すると、LED は寿命を迎えたと言われており、器具交換の目安は8～10年です。LED の明るさが暗くなってきたかな？と感じるようであれば、寿命を迎えた可能性があります。

また、LED 防犯灯は、従来の蛍光灯器具などのように照明管のみを取り替えることができないため、器具ごと新しく取り替える必要があります。

③蛍光灯、水銀灯などの球切れの場合は、電球の取り換えを町内会をお願いします。

電球を交換しても、点灯しない防犯灯については、器具の修繕もしくは取り換えをお願いします。

④古くて倒壊・落下の危険があるものは、撤去もしくは取り換えをお願いします。

①の新設や②・③・④のケースにおいて、古い器具を LED 防犯灯に取り替える場合や、ポールを新しいものに取り替える場合は、市の防犯灯新設等補助金の交付対象です。（防犯灯の移設は補助金対象外です。）

また、ポール式の防犯灯を取り替える場合、近くに電柱などがあり、そちらに設置可能ならば、共架式の防犯灯をお勧めします。

防犯灯新設等補助金交付申請書の提出期日は9月末ですので、町内の防犯灯を点検のうえ、ご申請ください。

☆新設にともなって・・・

防犯灯を新設する際には、設置が可能かどうかを設置場所の管理者等に確認をとる必要があります。

① 電柱に設置(共架)を希望する場合

…電柱は、中電所有の柱と NTT 所有の柱があります。
施工予定の電気工事店を通し、各所有者にご確認ください。
この場合でも、以下②の道路管理者の設置許可も必要です。

② 道路に設置を希望する場合

…道路管理者に設置許可の申請をしてください。
市道の場合 → 道水路管理課【電話：28－8653】
県道の場合 → 一宮建設事務所【電話：72－1415】
私道の場合 → その場所の所有者

③ 私有地に設置を希望する場合

…その土地の所有者にご相談ください。

新設等補助金

…防犯灯の新設等工事費に対する補助金です。

●新設等補助金の金額＜1基につき＞

1. LED 灯を設置するもの(補助金額は下記の表による)

クラスBを満たす設置間隔(カタログ表記) 【目安の明るさ】	電柱等に共架 する場合(円)	独立柱(ポール) を新設し設置 する場合(円)
設置間隔の表記がないもの ----- 設置間隔 ～21m 【蛍光ランプ20W相当】	12,000	18,000
設置間隔 22m～29m 【水銀ランプ80W相当】	20,000	26,000
設置間隔 30m～ 【水銀ランプ100W相当】	28,000	34,000

※クラス B は「防犯灯の照度基準 SES E1901-3」【(公社)日本防犯設備協会】の表記(「4m先の歩行者の挙動・姿勢などがわかる」レベル)によります。

※クラスBおよびクラスB+両方の記載がカタログにある場合は上記基準のクラスB+の表記を優先します。

2. 独立柱(ポール)のみを取り替えるもの 6,000円

★申請は、「防犯灯新設等補助金交付申請書」に、①防犯灯を新設・取り換えする場所のわかる位置図、②見積書(防犯灯灯具のメーカー名、型番、工事明細が記載されたもの)、③防犯灯新設等補助金口座振込依頼書を添付して提出をお願いします。

★新設等工事費が補助金額より安価な場合は、実費分を支払います。(10円未満切捨)

★既存の防犯灯器具を取り外し、新たに防犯灯器具を設置する場合(取替という)も補助対象です。ただし、古い防犯灯の撤去・処分費は補助対象外です。

★通信販売等で、防犯灯その他資材を別途購入する場合は、購入前に必ず市民協働課へご相談ください。

★新設等補助金の申請期間は9月末日までです。10月以降に工事が必要となった場合、工事前にご相談ください。補助金の交付対象となる場合があります。(例えば…町内で不審者が出没し、急に地域での設置要望が高まった。/既存の防犯灯が故障し、修理不能である。など)

防犯灯新設等補助の申請については、
こちらの二次元コードからも申請ができます。



維持費補助金

…防犯灯の維持費(電気料金)に対する補助金です。

1. 手続きの流れ

4月分の電力会社からの電気料金の請求(または領収)の明細の写しを5月末までにご提出ください。提出いただいた明細から補助金額を算定し、10月下旬に案内文書を送付します。内容をご確認いただき、11月下旬までに申請をお願いします。

支払いは翌年1月下旬を予定しています。

2. 補助対象

当該年度の4月分の電気料金の明細で、契約種別が公衆街路灯 A であるもの(中部電力の場合)、または、防犯灯と確認できるもの。

3. 補助金の額

4月分の電力会社からの電気料金の請求明細(または領収明細)で補助対象となっているものに12(ヶ月)を掛けたものの55/100を年額として補助します。(1円未満切捨て) ※2025年度に限り5%上乗せして補助します。

4月分の電力会社からの電気料金の請求明細(または領収明細)を後日提出していただきますので、保管しておいていただくようお願いします。

4. 撤去・廃止の届け

この補助金の対象となっている防犯灯を撤去または廃止したときは、「撤去・廃止届」を提出してください。(取替の場合は、必要ありません。)

なお、9月末までに撤去または廃止された防犯灯については、維持費補助金の対象となりません。

防犯灯維持費に関する4月分の電気料金の請求(または領収)の明細の写しについては、こちらの二次元コードからも提出ができます。



【防犯灯補助金についてのお問い合わせ】

〒491-8501 一宮市本町2丁目5番6号

総合政策部市民協働課 防犯・交通安全グループ

電話：28-8671 (ダイヤルイン)

メールアドレス：shiminkyodo@city.ichinomiya.lg.jp

(アドレスは、すべて半角英字および記号です)